

令和4年度 ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金 Q&A

内容

| | |
|-----------------------------|---|
| 【スケジュールに関するもの】..... | 2 |
| 【補助対象者・補助要件に関するもの】..... | 3 |
| 【補助対象経費に関するもの】 | 5 |
| 【応募申請手続きに関するもの】 | 6 |
| 【交付決定後の義務・補助金返還に関するもの】..... | 8 |

【スケジュールに関するもの】

Q1. 公募説明会はありますか？

A1.7月4日にオンラインでの説明会を実施する予定です。

Q2. 2次公募は予定していますか？ある場合、いつ頃に募集予定ですか？

A2.1次公募の応募・採択状況を勘案して決定する予定であり、現状は未定です。

Q3. 採択結果はいつ頃わかりますか？

A3.令和4年8月下旬頃を予定しております(※状況により前後する場合もございます)。

Q4. 採否の通知はどのように行われますか？

A4.採択案件(補助対象予定者)の決定後、jGrantsにて応募申請者全員に対して採択・不採択の結果を通知します。

併せて、採択案件については、受付番号、商号又は名称(法人番号を含む)、事業計画名(30字程度)、事業の主たる実施場所、支援を行った認定経営革新等支援機関名を事務局ウェブサイト上で公表します。

Q5. 採択後の手続きに関しての詳細はいつ頃案内されますか？

A5.採択事業者が決定した後(8月頃を予定)、「補助事業の手引き」を公開予定です。

Q6. 補助金はいつ振り込まれますか？

A6.補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後でなければ行うことができません。「精算払請求書」受領後、事務局より当該補助事業者宛に精算払いとなります。

【補助対象者・補助要件に関するもの】

Q7. 中小企業者の定義について、公募要領1ページ ア【中小企業者・小規模事業者等】の表に業種ごとの資本金と従業員数が記載されていますが、資本金または従業員数のいずれかが表に記載の数字を下回っていればよいのですか？

A7.はい。表に記載の資本金と従業員数のどちらかの数字を下回っていれば中小企業者となります。

Q8. 大企業、大学、研究機関等を連携体に含めることができることですが、大企業、大学、研究機関等も補助金を受けられるのですか？

A8.大企業、大学、研究機関等も連携体に入ることは可能ですが、補助を受けられるのは補助対象者に該当する中小企業者・小規模事業者等、特定事業者に限ります。

Q9. 連携体を構成する全者が小規模企業者・小規模事業主、あるいは個人事業主でも応募は可能ですか？

A9.はい。応募可能です。

Q10. この補助金に、1社だけで応募することは可能ですか？

A10.いいえ。1社だけでの応募はできません。必ず2社以上での応募が必要です。

Q11. 連携する企業が別々の地域(例:北海道と沖縄県等)にあっても応募はできますか？

A11.はい。応募可能です。

Q12. 補助上限額の算出にあたり、従業員数の人数はいつ時点の情報で判断をすればよいですか。

A12. 応募申請時点の人数に基づいて算出ください。

Q13. 1次公募で不採択となった場合、2次公募以降で再度申請することは可能ですか？

A13.可能です。但し、2次公募の実施有無に関しましては、1次公募の応募・採択状況を勘案して決定する予定ですので、公募が行われない場合もございます。予めご留意ください。

Q14. 過去のものづくり補助金、事業再構築補助金に採択された事業者も申請可能ですか？

A14.内容が異なる別の事業である場合は、申請可能です。

なお、「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、「令和元年度補正・令和2年度補正・令和3年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」、「令和2年度

令和4年6月
令和4年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金事務局

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」及び「令和3年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」、並びに「令和2年度第3次補正事業再構築補助金」の交付を受けた事業者は、同一又は類似の事業計画の内容を本事業に応募申請をしていると判断された場合、採択されない可能性がございます。ただし、「令和3年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」において、2年間の事業計画で採択決定を受けた事業者は、継続して同一補助事業の申請を行うことが可能です。

Q15. 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にするという要件について、すでに地域別最低賃金+30円以上の水準を超えている場合は、申請時に追加で賃上げを行う必要はないですか？

A15.すでに地域別最低賃金+30円に満たしている場合は、追加で上げる必要はありません。ただし、毎年度末時点で地域別最低賃金+30円以上の水準を保ち続けていただく必要があります。

Q16. 障がい者や外国人技能実習生の賃金も地域別最低賃金+30円を満たしている必要がありますか？

A16.都道府県労働局長から最低賃金の減額特例の許可を受けている労働者以外は、地域別最低賃金+30円を満たす必要があります。

Q17. 賃金引き上げによる加点を受けるには、連携体の全ての事業者が賃上げする必要がありますか？

A17.その通りです。連携する全ての事業者が支給総額2%以上＆最低賃金+60円もしくは、支給総額3%以上＆最低賃金+90円を達成する旨を誓約した場合、加点となります。

Q18. 賃金引き上げによる加点を希望する場合、どのような書類を添付すればよいですか？

A18.【参考様式1】従業員への賃金引上げ計画の誓約書に、給与支給総額を年率平均2%または3%増加させ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円または+90円以上の水準とする計画である旨を明記して、添付してください。

Q19. 経営革新計画・事業継続力強化計画については、申請中の場合でも加点になりますか？

A19.いいえ。申請中のものは加点になりません。承認済みの計画書のみが加点対象となります。

【補助対象経費に関するもの】

Q20. 「税抜単価50万円以上の設備投資を行う必要がある」とあります、連携体の全社あわせて50万円(税抜)以上の設備投資を行えばよいのですか?

A20.連携体に参加する全ての事業者(補助対象とはならない大企業や研究機関等を除く)が、それぞれ1者につき税抜単価50万円以上の設備投資を行う必要があります。

Q21. 「機械装置・システム構築費」の「改善・修繕」について、設備導入後に設備が壊れた場合の修繕費は含まれますか?

A21.対象外となります。

Q22. 「原材料費」について、保管が困難なものに関しては、本事業が完了する前に廃棄しても問題ないですか?

A22.写真撮影などで証拠品を提示できるようにして頂ければ、廃棄していただいても問題ありません(例:食品など)。

Q23. 「設備投資の取得において、レンタルも可能ですか?

A23.「借用」として、いわゆるリース・レンタルを指しているので、対象としています。ただし、補助対象となるのは原則として事業期間中に支払いが完了した費用のみとなります。

Q24. 「設備投資の取得において、共同購入を認めていますか?

A24.認めていません。例えば、甲、乙、丙の3社で実施する際は、甲、乙、丙それぞれに税抜単価50万円以上の設備投資が必要です。

Q25. 「設備の導入について、設備の設置場所を1社の敷地内にまとめることは可能ですか?

A25.申請時に事業実施場所が明記されており、各事業者が設備投資を個々に行っている場合、且つ、設備の所有権が個社にあれば可能です。

Q26. 「導入した設備の共同利用を行っても問題ないですか?

A26.事業計画書で明確になっており、補助事業を遂行するために必要な共同利用は問題ありません。

【応募申請手続きに関するもの】

Q27. 応募手続きは jGrants でしか受け付けていないのですか。

A27.原則、jGrants のみで応募を受け付けます。ただし、GビズIDの取得ができない等、特段の事情がある場合に限り、メールによる応募申請を可能とします。

Q28. jGrants での応募は、連携体を取りまとめる 1 者のみが行えばよいのですか。

A28.いいえ、連携体の全社がそれぞれ jGrants から応募手続きを行っていただく必要があります。

Q29. 最大2年の支援とあるが、2年の支援を受けたい場合、どのように申請すれば良いですか？一方で、事業実施期間が今年度末までとなっているはどういうことですか？

A29.2年間の支援を希望する場合は、jGrants の具体的な内容 その1・その2に2年分の取組内容を記載してください。また、具体的な内容 その3には2年間分の計画を記載してください。

※予算執行の都合上、単年度での補助金交付を行います。あらかじめ2年分の補助金交付を約束するものではありません。

Q30. 給与支給総額に役員報酬は含まれますか？

A30.含まれます。

Q31. 給与支給総額にはどんな経費が含まれますか？

A31.従業員(非常勤を含む)や役員に支払う給料、賃金、賞与のほか、各種手当 残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族扶養手当、住宅手当等といった給与所得とされるものが含まれます。ただし、退職手当など、給与所得とされないものは含まれません。福利厚生費も含まれません。

Q32. 会社全体の事業計画上の人件費にはどんな経費が含まれますか？

A32.下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。

- ・売上原価に含まれる労務費福利厚生費、退職金等を含んだもの。
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
- ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

Q33. 個人事業主の場合、会社全体の事業計画上に入力する売上高、営業利益、営業外費用、人件費、減価償却費、設備投資費、給与支給総額はどのように算出すればよいですか？

A33.青色申告決算書（損益計算書上）で以下の費目が該当します。

売上高＝売上収入金額(①)

営業利益＝差引金額(⑦)

営業外費用＝経費の総計(③)

人件費＝福利厚生費 紙料賃金 専従者給与 青色申告特別控除前の所得金額(⑨ ⑩ ⑪ ⑫)

減価償却費＝減価償却費(⑬)

設備投資費＝各年度の設備投資額

給与支給総額＝給料賃金+専従者給与+青色申告特別控除前の所得金額(⑩+⑪+⑫)

Q34. 「給与支給総額を用いることが適切でないと解される特別な事情がある場合」とありますか、具体的にどのような場合があるのでしょうか？

A34.役員や従業員が、自己都合により退職した場合を想定しております。

Q35. 会社全体の事業計画の基準年度はどのように入力すればよいですか？

A35. 基準年度の欄には、申請締切日から6ヶ月前の日以降の決算の実績値（実績値が確定していない場合は見込み値）に基づく数値をご入力ください。見込み値をご入力いただき採択された場合は、次年度のフォローアップにおいて、実績値をご報告いただくことになります（賃上げにかかる補助金返還の判定には、実績値を用います）。

Q36. jGrants の申請フォームの項目にて、入力文字数を指定されている箇所がありますが、これは厳守でしょうか？

A36.厳守をお願いします。制限文字数を超えた分の文章は自動的に削除されてしましますので、文字数制限内に収まるようまとめてください。記載量の多寡は採否に直結しません。

Q37. 事業計画の具体的な内容 その1・その2・その3で図表を使用したい場合はどのようにすればよいですか？

A37.添付資料（様式自由）に図表を記載してください。その際、図表番号を付したうえで、入力フォームの文章で「図表〇〇参照」等と記載し、図表と文章の関係性がわかるようにしてください。また、事業計画書の様式に従って記入いただいたファイルを添付していただくことも可能です。

【補助事業者の義務・補助金返還に関するもの】

Q38. 公募要領14ページに「補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事務局から要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、事務局に提出しなければなりません。」とありますが、具体的にはどのくらいの期間内に提出しなければならないのですか？

A38. 具体的な期間の指定はありませんが、すぐに提出できるように、常時、補助事業に係る書類はきちんと分けて整理しておくようにお願い致します。

Q39. 公募要領14ページに「本事業の完了した日の属する会計年度(国の会計年度である4月～3月)の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況(収益状況含む)・知的財産権等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。」とありますが、具体的にいつからいつまでの期間が該当するかを教えてください。

A39. 「本事業の完了した日の属する会計年度の」とありますから、令和5年の3月以降、5年間となります。具体的には、令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度までとなります。

Q40. 補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件(中小企業者であること)を満たさなくなった場合に補助金の返還が必要ですか？

A40. 補助事業終了後に補助対象者の要件(中小企業者であること)を満たさなくなった場合でも、補助金の返還は必要ありません。

Q41. 補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件(賃金引上げに係る目標等)を達成できなかった場合には、補助金の返還が必要ですか？

A41. 補助事業終了後に補助対象者の要件(賃金引上げに係る目標等)を達成できなかつた場合は、補助金交付額を上限として補助金を返還していただくことがございます。

Q42. 補助事業実施期間中に補助対象者の要件(中小企業者であること)を満たさなくなつた場合でも補助金は受給できますか？

A42. 補助事業実施期間中に補助対象者の要件(中小企業者であること)を満たさなくなつた場合(大企業となった場合等)には補助金が支払われません。

Q43. 「事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合は、導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分(残存簿価等×補助金額／実際の購入金額)の返還を求めます。」とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのこと是指しているのでしょうか？

A42.「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指します。3年の事業計画の場合、3年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して4.5%(年率平均1.5%×3)以上増加していれば、仮に2年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して3.0%(年率平均1.5%×2)以上増加していないなくても、返還を求めません。